

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都府知事		平成 26年 7月 22日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都江東区東陽 7-2-18		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社 日立物流 代表執行役社長 中谷 康夫 電話 06-6462-7010					
主たる業種	倉庫業	細分類番号	4	7	1		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、計画期間中に温室効果ガス排出量を年平均3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	西日本営業本部内に環境推進部署（環境G）を設置し、技術部署（LEG）と連携して実施計画の策定をすると共に、関西AE営業所にて「グリーン経営認証」を平成25年2月に取得している。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,250.6 トン	2,180.1 トン	2,230.4 トン	2,187.3 トン	-2.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,250.6 トン	2,180.1 トン	2,230.4 トン	2,187.3 トン	-2.3 パーセント	
実績に対する自己評価		関西AE営業所にて「グリーン経営認証」の活用、大山崎営業所にて照明器具の代替等の各種施策を実施することで、増減率は年平均約2.3%の削減をするも、出荷作業量増によるマテハン設備、空調、照明等の電気使用量増加を補えず、目標には達せず。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	倉庫事務所	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積)	17.76	17.09	17.60	17.26	-2.50 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		関西AE営業所にて「グリーン経営認証」の活用、大山崎営業所にて照明器具の代替等の各種施策を実施することで、増減率は年平均約2.5%の削減をするも、出荷作業量増によるマテハン設備、空調、照明等の電気使用量増加を補えず、目標には達せず。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		61.0 パーセント	61.0 パーセント	72.0 パーセント	72.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	デマンド監視システム導入により、事務所内の空調温度設定、不使用時の消灯等の徹底を行った。					
	(24)年度	関西AE営業所にて「グリーン経営認証」の取得を行うと共に、大山崎営業所にて照明器具の代替等を行った。					
	(25)年度	関西AE営業所にて「グリーン経営認証」の継続活用、大山崎営業所にて照明器具の代替等が、年間を通して寄与した。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	事業所近隣駅より通勤バスを運行した。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	通勤バスを定期的に運行することで、所員の公共交通機関の利用の促進に繋がった。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	廃棄物について、4R化（Refuse・買わない、使わない/Reduce・買用量、使う量を減らす/Reuse・繰り返し使う/Recycle・資源に再生して再利用）及び排出量の把握等に取り組むと共に、定期的な社内監査も実施した。						
特記事項	基準年度排出量について平成22年度のみを利用した理由は、平成20年度下期より管理区画が増加したことによる。当社代表者については、平成25年6月26日付けにて「鈴木 登夫」より「中谷 康夫」に変更となる。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。